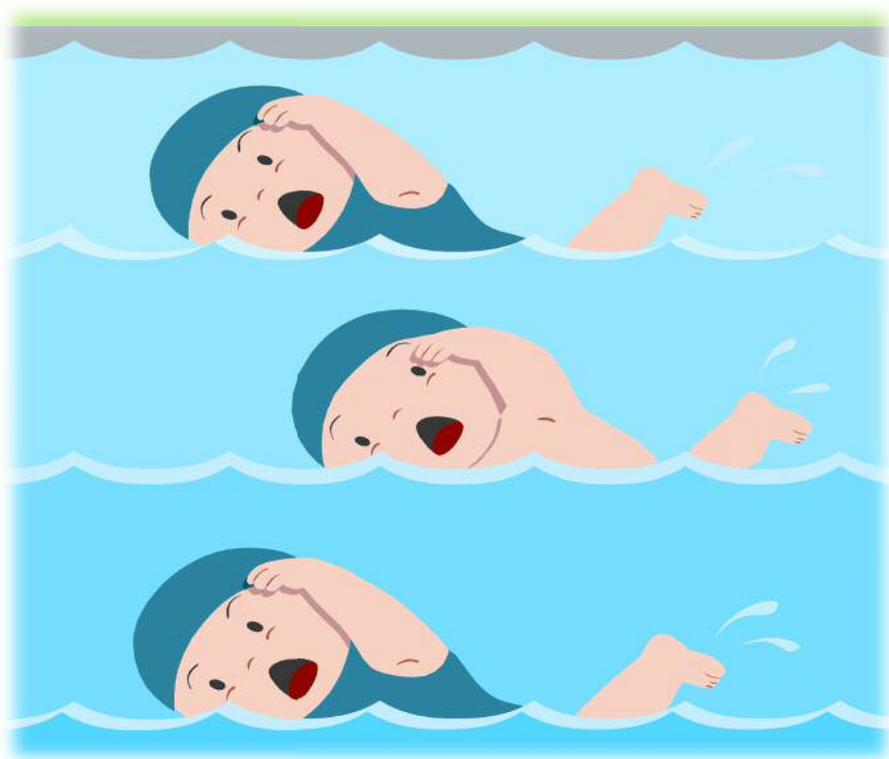


プール施設の安全・衛生管理



新潟市保健所環境衛生課

平成28年3月28日作成

はじめに

新潟市は、プールの利用者の安全の確保及び公衆衛生の向上を図るため、平成19年3月に新潟市プール条例を定めました。

この冊子は、条例で規定するプールの管理について解説したものです。プール施設管理者等におかれましては、この冊子を基に、各々の施設の規模や運営実態に合った独自のマニュアルを作成し、適正な管理を行っていただくようお願いします。

目次

| | | |
|---|----------------------------|------|
| 1 | 管理体制の整備 | p 1 |
| | (1) プール開設者の責務 | p 1 |
| | (2) 管理責任者、衛生管理者などの設置 | p 1 |
| | (3) 監視員・救護員について | p 2 |
| 2 | プール設備の基準 | p 3 |
| | (1) プール・プールサイド | p 3 |
| | (2) 付帯設備 | p 5 |
| 3 | プールの水質管理 | p 7 |
| | (1) 水質基準と測定頻度 | p 7 |
| | (2) 水質検査の結果が基準に達していないときの措置 | p 8 |
| 4 | 採暖槽等の水質管理 | p 9 |
| | (1) 水質基準と測定頻度 | p 9 |
| | (2) 水質検査の結果が基準に達していないときの措置 | p 10 |
| 5 | 屋内プールの空気の管理 | p 10 |
| 6 | プール設備及び付帯設備の維持管理基準 | p 11 |
| 7 | プール利用者へ遵守させること等 | p 13 |
| 8 | その他管理基準 | p 14 |
| 9 | 諸手続きについて | p 15 |

- 10 【参考】 安全管理上の重要事項・・・・・・・・ p16
- 11 【参考】 プールにおける主な感染症と予防・ p17
- 12 【参考】 塩素剤の種類について・・・・・・・・ p19
- 13 【参考】 各種様式・・・・・・・・ p20

1 管理体制の整備

(1) プール開設者の責務

プール開設者は、以下のとおり当該プールを管理しなければなりません。

【プール開設者の責務】

- ① プール設備について、常に点検及び整備を行う。
- ② プールの利用者の安全の確保及び救助のため、監視員の配置など適切な措置を講ずる。
- ③ プールの利用者が使用する設備は、定期的に清掃し、常に清潔にする。
- ④ プールの水は新潟市プール条例施行規則で定める水質の基準に適合している。
- ⑤ その他新潟市プール条例施行規則で定める事項に適合している。

➤ プール開設者は上記のとおり管理するために、管理責任者などを置く必要があります。

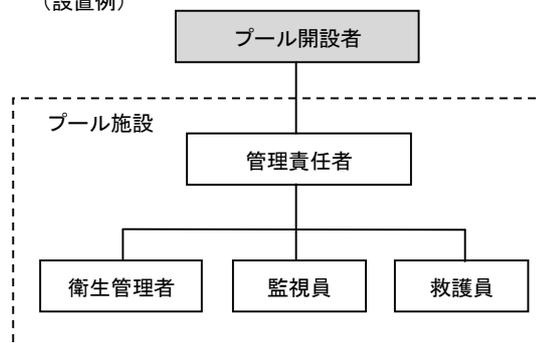
(2) 管理責任者、衛生管理者などの設置

プール開設者は、プールの維持及び管理を適正に行うため、管理体制を整備する必要があります。具体的には、プール施設ごとに、「管理責任者」、「衛生管理者」、「監視員」、「救護員」を設置しなければなりません。

(右図参照)

ここで、「管理責任者」と「衛生管理者」について、それぞれの役割は以下のとおりとなります。

(設置例)



【管理責任者・衛生管理者の役割】

- 管理責任者：プールの安全及び衛生に係る事項を管理する責任をもつ。
- 衛生管理者：プールを安全で衛生的な維持管理の実務を行う。

※ 衛生管理者は、プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と兼ねることができます。

なお、管理責任者と衛生管理者は、公的機関、公益法人等が実施する研修を受講する等により、知識及び技能の向上に努めてください。

(3) 監視員・救護員について

【監視員】

監視員は監視所から又は監視設備により、プールの水域をもれなく監視しなければなりません。

※配置人数は、施設の形状及び利用人数等によって状況が異なるため、一律ではありません。
利用者の遊泳状況を常に監視できる人数を適切な位置に配置してください。

(参考)

【プール監視体制を計画するにあたり配慮すべき内容】

- ① 施設規模（プール形状・水深等）に即した監視体制を計画する（無線機の導入等）
- ② 季節ごとに変動する利用者数を考慮した監視体制を計画する（繁忙期・閑散期）
- ③ 遊泳規則に即した監視体制とする（初心者遊泳区域に対する監視の強化）
- ④ プール場内における危険区域（排水口・循環吸水口・死角箇所・太陽光の水面乱反射など）を定め、監視の強化を図る。

参考文献：『水泳プール総合ハンドブック』（平成27年4月28日 第2版第1刷 公益社団法人日本プールアメニティ協会 発行）

【救護員】

応急救護の訓練を受けた救護員をプール内、プールサイド又は周辺の適切な位置に相当数配置してください。

※救護員は、プールの規模等の実情に応じ、監視員と兼ねることができます。

※監視員及び救護員は、プールサイド等の安全確保にも配慮してください。

2 プール設備の基準

プールの構造設備が以下の基準に適合しているか確認しなければなりません。

⇒適合している場合は、チェック「」してください。

※適合していない場合は、早急に改善しましょう。

※不明な点があれば、保健所環境衛生課（025-212-8266）までお問い合わせください。

(1) プール・プールサイド

【貯水槽（プール）設備】

① 貯水槽（プール）

- 貯水槽（プール）は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造となっている。
- プールの利用者の見やすい場所に水深を明示している。
- 貯水槽（プール）の排水口及び循環水の取水口には、プールの利用者の吸い込みを防止するため、網、格子状のふた等（ねじ、ボルト等で固定された堅固なものに限る）が二重に設けられている。

② プールサイド

- プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は、滑り止めの構造となっている。
- 複数の貯水槽（プール）が設置されている等により多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合：事故防止のため、プールサイド等を利用形態等に応じて区画区分している。

点線の枠：該当する場合のみ

③ 通路

- 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造となっている。

④ 給水設備

- 給水設備は、給水管に貯水槽（プール）の水が逆流しない構造となっている。
- 常に新規補給水量及び時間当たりの循環水量を把握できるように専用の量水器等を設けている。

⑤ 排水設備

- 排水設備は、排水が容易に行える能力を有している。
- 排水路を含め、大量の排水により周辺の下水道などにおいて逆流を起こさないように周辺の生活環境に十分配慮した構造となっている。

⑥ 消毒設備

- 貯水槽（プール）の水の消毒は、塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、貯水槽（プール）の水の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になるように注入口数及び注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けている。
- 液体塩素等の消毒剤を安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備となっている。
- 二酸化塩素を消毒に用いる場合：プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用している。
- オゾン発生装置を併用する場合：オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置前にある方式のものを使用している。

⑦ 浄化設備

- 循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者数が最大となる場合においても浄化の目的が達せられるような浄化能力を有している。
- 循環水の取水口等は、貯水槽（プール）の水の水質が均一になるような位置に設けている。
- 循環ろ過装置の処理水量は、プールの利用形態、利用者数等に応じたものとしている。
- 循環ろ過装置は、1時間につき貯水槽（プール）の水の容量に循環水量を加えた水の全容量の6分の1以上を処理する能力を有している。（夜間において浄化設備を停止する貯水槽（プール）の場合：1時間につき当該全容量の4分の1以上を処理する能力を有している。）
- 循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けている。

⑧ オーバーフロー水再利用設備

- オーバーフロー水を再利用する場合：オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造となっている。
- 唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であって、オーバーフロー水を再利用する場合：当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けている。

(2) 付帯設備

① 更衣室

- 男性用及び女性用に区画し、双方及び外部から見透かせない構造となっている。
- 利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けている。

② シャワー設備

- 更衣室及び便所から貯水槽に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする等によりプールの利用者が水泳前に身体を洗浄でき、かつ、容易に排水ができる構造設備としている。

③ 便所

- 男子用及び女子用に区画し、双方及び外部から見透かせない構造となっている。
- 水洗式の構造設備としている。
- 利用者数に応じた数及び規模としている。
- 床には不浸透性材料を用いている。
- 衛生的管理が容易に行える構造設備としている。
- 専用の手洗いを設けている。



④ うがい設備、洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー

- プールサイドに、利用者がうがいをし、又は唾液やたんを吐くための設備、洗面できる設備、洗眼できる設備及び利用者が衛生的に使用できる上がりシャワー設備を設けている。
- うがい設備等は、衛生的に管理及び使用ができる設備とするとともに、利用者に便利な位置に利用者数に応じた数を設置している。
- うがい設備等は、飲用に適する水が供給されている。



⑤ くずかご

- 利用者に便利な位置に、利用者数に応じた数を備えている。

⑥ 照明設備

- 屋内プール又は夜間に使用するプールの場合：貯水槽（プール）の水面及びプールサイドの床面における照度が100ルクス以上になるような照明設備を設けている。（ただし、水中に照明を設け、出入口及び水深等の表示が見えるようにする等貯水槽（プール）内及びプールサイドの安全措置が十分に講じられている場合は除く）

⑦ 換気設備

- 屋内プールの場合：空気中の二酸化炭素の含有率を0.1%以下に維持できる能力を有する換気設備を設けている。
- 換気設備の吸気取水口及び排水口は、効果的に換気ができる位置に設けている。

⑧ 消毒剤等保管設備

- 消毒剤その他の薬剤、測定機器等必要な資材を適切に保管し、管理するための施設できる構造の設備を設けている。

⑨ 監視所等

- 利用者の事故防止及び安全確保のため、プールの水域全体が見渡せる監視所又は監視設備を設けている。
- 緊急時に直ちに対処できるように適当な数の救命具、救急薬品等を備えている。

⑩ 採暖室及び採暖槽

- 採暖室及び採暖槽を設ける場合：衛生的に管理及び使用ができる構造設備となっている。
- 採暖槽については、十分な能力を有する消毒設備及び循環ろ過方式その他の浄化設備が設けられている。（ただし、海水又は温泉水を採暖槽の水として使用する場合において、常時清浄な用水が流入し、採暖槽の水の清浄度を保つことができる構造であると市長が認めるときは除く）

⑪ 遊技等設備

- 遊技等のための設備を設ける場合：危険防止のため適切な構造設備のものとなっている。

⑫ 観覧席

- 観覧席を設ける場合：観覧席の出入口をプール利用者のためのもものと区別し、かつ、プールサイドとはさく等で区画している。

⑬ 掲示設備

- 入口その他利用者の見やすい場所に利用者への注意事項、利用時間、プールの見取り図等を掲示する設備を設けている。

3 プールの水質管理

(1) 水質基準と測定頻度

水質基準は以下のとおりです。なお、利用者が多数である場合等、汚染負荷量が多い場合には、水質検査の回数を以下の測定回数よりも増やしてください。

| 項目 | 基準値 | 測定回数 |
|-----------------------------------|---|---------------------------|
| 水素イオン濃度 | pH 値が 5.8 以上 8.6 以下であること | 毎月 1 回以上(※1) |
| 濁度 | 2 度以下であること | |
| 過マンガン酸カリウム消費量 | 12mg/L 以下であること | |
| 大腸菌 | 検出されないこと | |
| 一般細菌 | 200 CFU/mL 以下であること | |
| 総トリハロメタン | おおむね 0.2mg/L 以下であること | 毎年 1 回以上、6月～9月に行う(※2) |
| 遊離残留塩素濃度 又は二酸化塩素濃度 及び亜塩素酸濃度 | 塩素により消毒を行う場合は、遊離残留塩素濃度が 0.4mg/L 以上であること (1.0mg/L 以下が望ましい) 二酸化塩素により消毒を行う場合は、二酸化塩素濃度が 0.1mg/L 以上 0.4mg/L 以下、かつ、亜塩素酸濃度が 1.2mg/L 以下であること。 | 毎日午前中 1 回以上及び午後 2 回以上(※3) |
| ろ過装置出口の濁度 | 0.5 度以下であること | 毎月 1 回が望ましい |

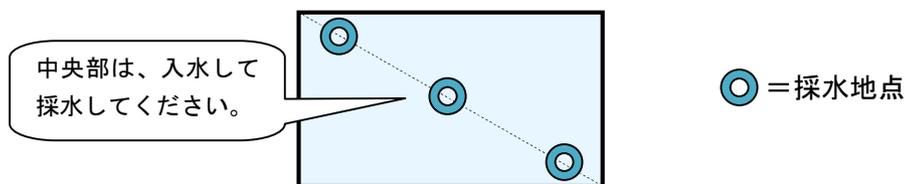
※1 毎年期間を定めて使用するプールの場合：30日以内ごとに1回定期的に測定する。
この場合において、その使用日数に30日未満の端数を生じた場合、当該端数が16日以上のあるときに1回測定する。

※2 通年又は夏期に使用するプールの場合：6月から9月までの時期に測定する。
それ以外の時期に使用するプールの場合：水温が比較的高い時期に測定する。

※3 測定のうち1回は、利用者数が最大となる時間帯に行う。

★水質検査の試料採水地点

容量100 m³以上の長方形の貯水槽（プール）の場合、貯水槽内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20 cmとし、必要に応じて、循環ろ過装置の取水口付近とします。その他の貯水槽にあつては、これに準じ、容量及び形状に応じた適切な地点としてください。



例) 容量100 m³以上の長方形のプール

(2) 水質検査の結果が基準に適合していない場合の措置

① 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準に適合しない場合

⇒補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ってください。一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意してください。

② 遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lを下回った場合

⇒水泳を一時中止させ、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上としてから水泳を再開してください。

③ 大腸菌が検出された場合

⇒速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4mg/Lを下回った場合には②の措置を講じてください。また、0.4mg/L以上であった場合には、大腸菌の検出理由などを検討し、ろ過の改善等必要な措置を講じてください。

【二酸化塩素を消毒に用いる場合の②及び③について】

⇒「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4mg/L」を「0.1mg/L」と読み替える。この場合において、二酸化塩素濃度が0.4mg/Lを超えたとき、又は亜塩素酸濃度が1.2mg/Lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整、補水等によって速やかに改善を図ってください。

【重要！】

※①、③の場合、措置を講じた後、再検査により水質基準に適合していることを確認してください。また、水質検査等報告書に水質検査成績書及び再検査成績書を添付し、速やかに保健所に報告してください。

4 採暖槽等の水質管理

(1) 水質基準と測定頻度

①採暖槽等の水は、p7「3 プールの水質管理」の表に掲げる水質基準に適合するようにしてください。

※ただし、海水又は温泉水を採暖槽等の水の原水として使用する場合において、衛生上危害が生じる恐れがないと保健所が認めるときは、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度、一般細菌、総トリハロメタンの一部又は全部を適用しないことができます。

※ここで、「採暖槽等」とは、気泡浴槽、採暖槽等の設備その他エアロゾルを発生させやすい設備及び水温が比較的高い設備のことをいいます。

②採暖槽等の水については、レジオネラ属菌の検査を行ってください。

| 項目 | 基準値 | 測定回数 |
|---------|-----------------|-------|
| レジオネラ属菌 | 10 CFU/100mL 未満 | 年1回以上 |

※採暖槽等の水の試料採水地点は、前項に記載の方法で行ってください。

★入浴施設だけでなく、プール施設でもレジオネラ属菌が検出されています。

<レジオネラ属菌、レジオネラ症とは…>

- ◆レジオネラ属菌とは、水が停滞あるいは循環する人工的な環境で大量に繁殖することがある細菌です。衛生管理が不適當な循環式浴槽や露天風呂、冷却塔、給湯設備等でも増殖することが知られています。
- ◆レジオネラ症は、感染症法の四類感染症に分類され、重症になると死亡することもあります。

➤レジオネラ症防止対策

採暖槽等は、循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成27年3月31日付健衛発0331第7号厚生労働省健康局生活衛生課長）により、適切に管理してください。

採暖槽水を週1回以上換水する。また、循環配管内を週1回以上高濃度塩素消毒（5～10ppmの塩素濃度で循環消毒）するなどの方法で管理します。

(2) 水質検査の結果が基準に適合していない場合の措置

① レジオネラ属菌が検出された場合

- ⇒ ・直ちに使用を停止し、循環系統の洗浄消毒などの衛生措置を講じてください。
- ※どのような措置を講ずべきか、分からない場合は保健所に連絡してください。
 - ・衛生措置を講じた後、再検査を行い、菌が検出されないことを確認してください。
 - ・管理記録簿の確認及び施設の総点検により、菌の検出原因を究明し、今後の衛生管理に生かしてください。

② レジオネラ症の発生源の可能性がある場合

- ⇒ ・保健所の指示を受け、原因を究明するため現場を保存してください。独自の判断で消毒剤を投入したり、浴槽水を排水して清掃・消毒を実施したりしないでください。
- ・被害の拡大を防止するため、浴槽の使用を中止することを検討してください。

5 屋内プールの空気の管理

屋内プールの空気の管理は、以下のとおりです。

| 項目 | 基準値 | 測定回数 |
|---------|--------------|---------|
| 二酸化炭素濃度 | 0.15%を超えないこと | 2月に1回以上 |

※測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上 75cm 以上 150cm 以下の位置において、検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行う。

※測定地点は、施設の構造又は規模に応じて増やす。

※基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時まで、中間時から使用終了時までの適切な2時点で測定し、その平均値をもって行う。

6 プール設備及び付帯設備の維持管理基準

【貯水槽（プール）】

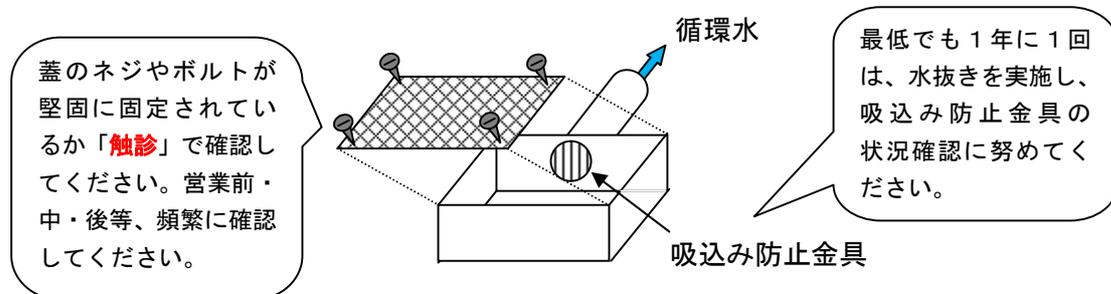
- 貯水槽の水をすべて入れ替えるときは、入れ替え後の貯水槽の水に汚染物が移行しないよう清掃するとともに、常に藻の発生防止に努めてください。
- 年間使用するプールは、随時、清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じて貯水槽の水抜き清掃を行ってください（**1年に1回以上全換水することが望ましい**）
- 期間を定めて使用するプールには、使用期間中に随時、清掃並びに設備の点検及び整備を行うとともに、必要に応じて貯水槽の水抜き清掃を行うほか、使用開始前及び使用終了後に十分な清掃並びに設備の点検及び整備を行ってください。

【プールサイド、更衣室（ロッカー含む）、便所その他の利用者が使用する設備】

- 毎日1回以上清掃するとともに、随時、点検を行ってください。

【排水口及び循環水の取水口の点検】

- 貯水槽の排水口及び循環水の取水口の網、格子状のふた等が正常な位置にあり、欠損及び変形がないことを定期的を確認するとともに、それらを固定しているねじ、ボルト等の欠落および変形等がないこと等を定期的を確認してください。



【浄化設備】

- 浄化設備は原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行ってください。
- 夜間にやむを得ず運転を停止する場合は、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握してください。

【消毒設備】

- プールの使用時間中は運転を停止しないでください。

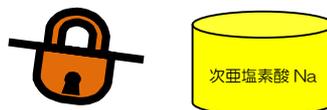
【消毒剤その他の薬剤、測定機器等必要な資材の管理】

- 薬剤が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）又は労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律の規定より適切に管理してください。
- 貯水槽の水の消毒剤として液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス取締法（昭和 26 年法律第 204 号）、労働安全衛生法その他の関係法令の規定により適切に管理してください。
- 消毒剤その他の薬剤、測定機器等は、経時変化及び温度による影響を考慮して適切に管理し、機能が維持できるよう十分注意してください。
- 消毒剤は、他の薬剤と混和しないよう適切に管理してください。

【重要！】

★薬剤の保管について、保管に適した場所か確認してください！

- 他の薬剤と接触や混合をしていない。
- 保管場所が高温となっていない。
- 直射日光が当たっていない。
- 水に濡れていない。
- 関係者以外の者が薬剤に触れないよう、施錠できる場所に保管している。
- 薬剤ごとに名称を記載し、色分けを行うなど識別できるようにしている。



【循環システムの管理】

- 随時清掃し、常に清浄を保ってください。
- 新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意してください。

【オーバーフロー水を再利用する場合】

- オーバーフロー水を再利用する場合は、十分な浄化及び消毒を行ってください。

【シャワー水】

- 利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、洗浄水の温度を適温とする措置を講じてください。

【排水】

- 貯水槽の水、シャワー水等の排水は、周辺地域の環境保全に十分配慮してください。

【終了後点検】

- プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の忘れ物その他の異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講じてください。

7 プール利用者へ遵守させること等

- ① 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 1 項に規定する感染症をいう。) その他水泳を通じて人に感染させるおそれのある疾病(以下「感染症等」という。)にかかり、感染症等がまん延するおそれがあると認められる者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、水泳をさせないでください。
- ② 単独でプールの利用が困難な者には、付添者を求めてください。
- ③ 利用者数を常に把握し、水質の維持管理等に配慮してください。
- ④ 利用者がプールを利用する前及び排便等によりプールサイドを離れた場合は、シャワー等による身体の洗浄を十分に行わせてください。
- ⑤ オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないでください。ただし、唾液やたんを水泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合は除く。
- ⑥ 他の利用者に危害を及ぼし、又は貯水槽の水を汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないでください。
- ⑦ 利用者が飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合は、貯水槽の水を汚染しないようにさせてください。
- ⑧ 利用者の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意してください。
- ⑨ 利用者への注意事項、利用時間、プールの見取り図等を入口その他利用者の見やすい場所に掲示してください。
- ⑩ 複数の貯水槽が設置されている等により、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールサイド等を利用形態等に応じて区画区分して利用させてください。

8 その他の管理基準

【プール管理日誌】

プール管理日誌を作成し、3年以上保管してください。

＜記載事項＞

- ・ 使用時間
- ・ 気温又は室温
- ・ 水温
- ・ 新規補給水量
- ・ 水質検査結果
- ・ 設備の点検及び整備の状況
- ・ 利用者数
- ・ 事故の状況 等



【従事者の訓練及びマニュアルの作成】

万一の事故に備えて従業者の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、搬送方法、連携する医療機関等を定めたマニュアルを作成してください。

【水着その他直接肌に接するもので水泳者に貸与するもの】

あらかじめ消毒し、清潔にしておいてください。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行ってください。

【重要！】

プールに起因する疾病等が発生した場合

➤直ちに保健所に通報し、その指示に従ってください。

事故が発生した場合

➤直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所に報告してください。

9 諸手続きについて

次の事項に該当する場合は、届出書類に必要な書類を添付し、届出してください。

| | 届出事項 | 届出書類 | 添付書類 |
|---|---|---------------------|--|
| ① | 施設の改装【事前に届出必要】 ※改装規模により新規になることがありますので事前にご相談ください。また、構造設備を変更しようとするときは、あらかじめ変更届を提出してください。 | プール許可事項変更届出書 | ・変更後の図面 ・主要機器を変更する場合は変更後の主要機器一覧表 |
| ② | 法人の代表者の変更、法人の名称の変更など | プール許可事項変更届出書 | ・登記事項証明書 |
| ③ | 施設の名称の変更、管理責任者の変更、衛生管理者の変更など | プール許可事項変更届出書 | |
| ④ | 水質検査で、不適合となり、補水・換水・循環ろ過の改善等の措置後、再度水質検査を実施した場合 | 水質検査等報告書 | ・検査成績書及び再検査成績書 |
| ⑤ | (個人営業の場合、相続による) 開設者の地位の承継 | プール開設者地位承継届出書 | ・戸籍全部事項証明書 ・開設者の地位を承継すべき相続人全ての同意書 |
| ⑥ | (法人営業の場合、合併又は分割による) 開設者の地位の承継 | プール開設者地位承継届出書 | (合併の場合) ・合併後存続する邦人又は設立された法人の登記事項証明書 (分割の場合) ・分割により営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書及び承継したことを証する書類 |
| ⑦ | 開設許可書の書換 (法人の代表者、法人の名称、施設の名称を変更した場合) | プール開設許可書(書換・再)交付申請書 | ・開設許可書 |
| ⑧ | 開設許可書の再交付 (開設許可書を紛失、き損又は汚損した場合) | プール開設許可書(書換・再)交付申請書 | ・き損又は汚損した開設許可書(紛失した場合、き損又は汚損が著しい場合を除く) |
| ⑨ | 営業の休止(再開)【事前に届出必要】 (30日以上休止する場合)※季節を限定して営業を行うプールは除く | プール休止・再開・廃止届出書 | |
| ⑩ | 営業の廃止【事前に届出必要】 | プール休止・再開・廃止届出書 | ・開設許可書(紛失した場合を除く) |

10【参考】安全管理上の重要事項

参考文献：『水泳プール総合ハンドブック』（平成27年4月28日 第2版第1刷 公益社団法人日本プールアムニティ協会 発行）

① プールシーズン前後の点検

（シーズン前点検）

- ・清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要。

※特に排（環）水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取付口に吸込み防止金具等が取り付けられていること等を確認する。

（シーズン終了後点検）

- ・排（環）水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

② 通年使用するプールの点検

- ・1年に1回以上全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要。

③ 日常の点検及び監視

毎日のプール利用前後および利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、特に排（環）水口の蓋等が堅固に固定されていることを点検することが必要。

また、監視、利用指導および緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を教育し、業務にあたらせることが必要。

★緊急時の対応

【有事の場合（取水口〔排（環）水口〕の蓋が外れた）】

取水口蓋が外れることは非常に危険な状態である。「蓋が外れる」ことは、その対応方法を誤れば、事故になってしまう「有事」なのである。「有事」が発生した場合を想定し、常に次の3点をアルバイトも含めスタッフ全員で定期的に訓練し有事に対応する。万一の場合も、この対応を徹底すれば最悪の事故は防げる。

- ① 危険箇所（取水口蓋が外れた）の前に監視員が立ち、遊泳者を近づけない。
- ② ポンプを止める（スタッフ全員がポンプの緊急停止方法を知っていることが重要で、アルバイトには採用時にポンプの緊急停止方法を必ず教育し、教育・訓練マニュアルにも明記する）。
- ③ プールの一時使用中止（直ちに遊泳を中断して遊泳者をプールサイドに誘導する）

1 1 【参考】 プールにおける主な感染症と予防

参考文献：『水泳プール総合ハンドブック』（平成27年4月28日 第2版第1刷 公益社団法人日本プールアメニティ協会 発行）

① 急性外耳炎・中耳炎

症状：耳痛や外耳道（耳の穴）のはれ、頭痛、発熱がみられる。

原因：外耳や中耳の皮膚・粘膜の小さな傷口から細菌（主としてブドウ球菌）が感染したことによる。

予防：水泳前・後に指や綿棒などで無理に水や耳垢を取り除くと、かえって傷ついて細菌が侵入するので避けたほうがよい。外耳炎にかかっているときは水泳をしない。

② 夏カゼ症候群

症状：1～4日続く発熱と上気道炎症状に、頭痛、嘔吐、下痢、筋肉痛、食欲不振など消化器症状もみることがある。夏季に多い。

原因：腸管系ウイルス（コクサッキー、エコー、エンテロ、ポリオ）の感染である。

予防：上記のような症状を有する者をプールに入れないこと、水泳後のうがい、プールの基準通り適切な塩素消毒をすることである。

③ ヘルパンギーナ

症状：潜伏期（感染から発症までの期間）2～4日で現れ、1～4日間続く38～39℃の発熱と咽頭痛、嚥下痛（飲み込むときの痛み）、それに口峡部付近の発赤と小水疱が特徴である。ほかに頭痛、腹痛、嘔吐を伴うこともある。

原因：コクサッキーA群ウイルス

予防：上記の夏カゼ症候群に準じる。

④ 咽頭結膜炎（プール熱）

症状：夏から初秋にかけて学童に流行する。3～7日の潜伏期の後、4～5日持続し午後より夕方にかけて高くなる39℃ほどの発熱と、喉のはれと痛み、リンパ節のはれなど咽頭炎の症状、それに結膜炎で発症する。しばしば流行性を示すが、感冒様症状にとどまる場合も多い。

原因：アデノウイルス（3，7型など）で咽頭や結膜の分泌物、大便を介して感染する。

予防：プール水の塩素管理の徹底と、水泳後のうがいと洗眼、それにタオル、ハンカチ、目薬などを他人と共用しないことである。

⑤ 流行性角結膜炎（はやり目）

症状：春から夏にかけてみられる結膜と角膜の炎症で、普通は成人に多いが、わが国では学童での流行も多い。成人型は発熱などの全身症状が軽く、眼の局所症状が著明である。潜伏期は4～6日で、結膜に偽膜形成と充血が出現し、異物感や眼脂、耳前リンパ節腫脹もみられるこ

とがあるが、7～10日後に角膜潰瘍まで進行すると失明の危険もある。全経過は2～3週間であるが、その間は感染能力があるので注意を要する。乳幼児型は全身症状と結膜炎症状が著明であるが、角膜が侵されない。

原因：アデノウイルス（主に8型）が原因で、結膜分泌物から感染するが、プール水よりタオルの共用により伝染する可能性が高い。

予防：咽頭結膜炎と同じである。

⑥ 急性出血性結膜炎（アポロ病）

症状：数時間より1日の潜伏期で結膜や眼瞼の充血や腫脹を認める。

原因：エンテロウイルス

予防：咽頭結膜炎と同じである。

⑦ 伝染性軟属腫（みずいぼ）

症状：皮膚に、中心部のくぼみとやや白っぽい光沢のある1～10mmの丘疹が現れる。潜伏期は2～6週間である。大多数は乳幼児から小学校低学年である。

原因：ポックスウイルス群による飛沫感染である。

予防：タオルの共用禁止、更衣室の床等の清掃と乾燥、それに水泳直後に十分シャワーをする。浮き輪やビート板、フロートよりうつることがあるので、ビート板などはよく乾燥させて清潔を保つ。なお、この疾患は平均6.5ヶ月で自然治癒する。

⑧ 手足口病（てあしくちびょう）

症状：3～5日の潜伏期で、手足に現れる紅色の丘疹または水疱と口腔内の水疱が特徴である。

原因：コクサッキーまたはエンテロウイルスが原因で、飛沫感染する。

予防：伝染性軟属腫と同様である。

⑨ 伝染性膿痂疹（とびひ）

症状：皮膚に1～2mmの小水疱ができ、1～2日後には指頭大まで増大する。

原因：黄色ブドウ球菌の飛沫感染による。

予防：感染者の入水禁止とタオルの共用禁止である。

★細菌と塩素濃度との関係（15～30秒間で病原菌を殺すのに必要な塩素濃度）【参考】

| | |
|---------------|---------------------|
| 0.10 mg/L で死滅 | チフス菌、赤痢菌、コレラ菌、ブドウ球菌 |
| 0.15 mg/L で死滅 | ジフテリア菌、脳脊髄膜炎菌 |
| 0.20 mg/L で死滅 | 肺炎双球菌 |
| 0.25 mg/L で死滅 | 大腸菌、溶血連鎖球菌 |
| 0.41 mg/L で死滅 | アデノウイルス（※プール水使用） |

東京都立衛生研究所ウイルス研究科；研究年報

1 2 【参考】塩素剤の種類について

参考文献：『水泳プール総合ハンドブック』（平成27年4月28日 第2版第1刷 公益社団法人日本プールアムニティ協会 発行）

| 種類 | 特徴、注意事項 | 保管方法 |
|--|---|---|
| 次亜塩素ナトリウム [NaOCl] (液体) | <p>① 有効塩素含有量 5%～10%、強アルカリ性の液体であり、連続注入によく使用される。</p> <p>② 原液は皮膚に対して強い腐食性があるため、手などについた場合は、直ちに大量の水で洗浄する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・専用の保管庫等、冷暗所に施錠して保管 ・使用期限1年 ・凝集剤と一緒に保管しない* |
| 次亜塩素酸 カルシウム (さらし粉) [Ca(ClO) ₂] (固体) | <p>① 白色の固体、有効塩素含有量70%以上</p> <p>② 顆粒剤は、散布すると速やかに溶解する。錠剤は徐々に溶解し塩素濃度を長く保つ。</p> <p>③ 固体のイソシアヌル酸との混合は危険（発熱して爆発する危険あり）。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・専用の保管庫等、冷暗所に施錠して保管 ・湿気を避ける ・火気厳禁 ・凝集剤と一緒に保管しない* |
| 塩素化イソシアヌル酸 (固体) | <p>① 白色の固体、顆粒又は錠剤。有効塩素含有量85%以上のトリクロロイソシアヌル酸と、60%のジクロロイソシアヌル酸ナトリウム又はジクロロイソシアヌル酸カリウムがある。</p> <p>② イソシアヌル酸は有効塩素の安定効果がある。</p> <p>③ プール水を酸性にすることがある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・専用の保管庫等、冷暗所に施錠して保管 ・湿気を避ける ・次亜塩素酸カルシウムと混合して保管しない |

※プール水の消毒に用いられる次亜塩素酸ナトリウムなどのアルカリ性溶液と、水質浄化目的で使用する凝集剤（ポリ塩化アルミニウム溶液）などの酸性溶液を誤って混合すると、塩素ガスなどの有毒ガスが発生します（次亜塩素酸カルシウムとイソシアヌル酸を混合した場合も同様）。使用及び保管には十分注意してください。

13 【参考】各種様式

- ① プール許可事項変更届出書
- ② プール水質検査等報告書
- ③ プール休止・再開・廃止届出書
- ④ プール開設者地位承継届出書
- ⑤ プール開設許可書（書換・再）交付申請書

※各種様式は、ホームページからダウンロード可能です（PDF、MS-Word 形式）

新潟市役所＞健康・医療・福祉＞環境衛生＞環境衛生の申請書・届出

URL : <http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kankyoeisei/shinnsei.html>

別記様式第3号（第6条関係）

プール許可事項変更届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

開設者 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

許可事項の変更を する ので、新潟市プール条例第4条 第1項 の規定により届け出ます。
した 第2項

| | | | |
|--------------------|-------|-------|--|
| プールの名称 及び所在地 | 名 称 | | |
| | 所 在 地 | 電話番号 | |
| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| | | | |
| 変 更 理 由 | | | |
| 変更予定日又は 変更の生じた日 | 年 月 日 | | |

添付書類 以下に掲げるもののうち、変更事項に係るもの

- (1) 配置図
- (2) 貯水槽の平面図及び断面図
- (3) 給水及び排水設備の系統図
- (4) 貯水槽の排水口及び循環水の取水口の図面及び写真
- (5) 空気調和設備又は換気設備の図面
- (6) 主要機器一覧表
- (7) その他市長が必要と認める書類

記様式第4号（第7条関係）

プール水質検査等報告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

開設者 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

水質検査の結果が基準に適合していなかったため、新潟市プール条例施行規則第7条第3項の規定によりプールの水質検査の結果及び講じた措置について報告します。

| | | |
|-----------------|---------|-------|
| プールの名称 及び所在地 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | 電話番号 |
| 水 質 検 査 | 検査年月日 | 年 月 日 |
| | 不 適 項 目 | |
| 講 じ た 措 置 | | |
| 水 質 再 検 査 | 検査年月日 | 年 月 日 |
| | 適 合 状 況 | |

添付書類 水質検査の成績書及び水質再検査の成績書

別記様式第5号（第8条関係）

プール休止・再開・廃止届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

開設者 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

プールの休止・再開・廃止をするので、新潟市プール条例第7条の規定により届け出ます。

| プールの名称 及び所在地 | 名 称 | |
|-----------------------------|--------------|------------------------|
| | 所 在 地 | 電話番号 |
| <input type="checkbox"/> 休止 | 休止（全部・一部）年月日 | 年 月 日から 年 月 日まで（予定） |
| | 休 止 理 由 | |
| <input type="checkbox"/> 再開 | 再開（全部・一部）年月日 | 年 月 日 |
| | 再 開 理 由 | |
| <input type="checkbox"/> 廃止 | 廃 止 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 廃 止 理 由 | |

注 該当する届出事項の□にレ印を記入してください。

別記様式第6号（第9条関係）

プール開設者地位承継届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

開設者の地位を承継したので、新潟市プール条例第8条の規定により届け出ます。

| | | |
|-------------------------------|---|-------|
| 承継したプールの名称, 所在地, 許可番号及び許可の年月日 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | 電話番号 |
| | 許可番号 | 第 号 |
| | 許 可 の 年 月 日 | 年 月 日 |
| 被 承 継 者 | 住 所（法人にあつては主たる事務所の所在地） | |
| | 氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） | |
| 承 継 の 区 分 | <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 分割 | |
| 承 継 年 月 日 | 年 月 日 | |

注 該当する届出事項の□にレ印を記入してください。

添付書類

- (1) 相続による承継の場合 戸籍全部事項証明書及び相続人が2人以上あるときにおいて、その全員の同意によりプールの開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (2) 合併による承継の場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書（履歴事項の全部が記載されたものに限る。）
- (3) 分割による承継の場合 プール開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書（履歴事項の全部が記載されたものに限る。）及び当該地位を承継したことを証する書類

別記様式第7号（第10条関係）

プール開設許可書（書換・再）交付申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

開設者 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市プール条例施行規則第10条の規定により、次のとおり申請します。

| | | |
|-------|---|------|
| プール施設 | 名称 | |
| | 所在地 | 電話番号 |
| 許可年月日 | 年 月 日 | |
| 許可番号 | 第 号 | |
| 申請理由 | <input type="checkbox"/> 記載事項の変更 <input type="checkbox"/> 承継 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> き損・汚損 | |

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

添付書類 書換交付又は再交付に係る許可書（紛失した場合及びき損又は汚損が著しい場合等は除く。）

新潟市保健所環境衛生課

〒950-0914

新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

TEL 025-212-8266

FAX 025-246-5673

E-mail kankyoeisei@city.niigata.lg.jp